

成年後見法人が遺産受領したことに関する新聞報道について

5月13日の神戸新聞において「成年後見法人が遺産受領」との新聞報道がなされました。

本件について、本会は苦情申し立てを受理し、事実関係について関係人等への調査を進めています。

公益社団法人日本社会福祉士会の定める倫理綱領及び行動規範において、「社会福祉士は、利用者から専門職サービスの代償として、正規の報酬以外に物品や金銭を受け取ってはならない。」と定めているところです。

本会においても、最終的な調査結果を踏まえ、社会福祉士の倫理綱領及び行動規範に基づいて適正な対応を行っていく方針ですので、ご理解のほどお願い申し上げます。

2018年5月15日

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 会長 岡本 和久